

令和3年あきる野市農業委員会 5月総会議事録

令和3年5月25日（火）午後1時30分、令和3年あきる野市農業委員会5月総会は、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、長濱一郎、本郷朝次、橋本和夫、小川金二、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

坂本博、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 金子公晃 ・ 事務局 金澤知行

報告

第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議事日程

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第3号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、総会を始めさせていただきます。本日も人数を限定しまして、無事に総会が進行できればと思いますので、ご協力をお願いいたします。それではただ今から、令和3年あきる野市農業委員会5月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) はい。皆さま、こんにちは。お忙しい中総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。数日前までは雨がかなり続いて降っておりましたので、畑等進みがなかなかはかどらなかったと思うのですが、また今日は良い天気でちょうど畑日和のところ、来ていただきましてありがとうございます。また今、お話がありましたように、コロナウイルスの関係で全員で総会を開くことができませんので、案件のある方を中心に、できるだけ公平になるように事務局の皆さんに図っていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。また、前回出席した方はご存じだと思うのですが、新しく森川さんという方が事務局に来ましたので、今日は欠席ですが、名前だけですけれどもご報告いたします。今日は案件がそんなにないのですが、できるだけ皆さまのご協力をもちまして、スムーズに総会が進行することをお願いしまして、本日もよろしくをお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。特段の諸報告はございません。また、今回の総会につきましても、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の延長を受け、推進委員は半数の出席とし、農業委員も担当案件のある委員に加え、事務局で選定した委員1名とし、開催することとなっております。本日の署名委員は堀江職務代理と平野委員になります。よろしくをお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくをお願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は農業委員9名、推進委員3名の合計12名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは、第1号報告を事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号報告、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法第18条第6項の規定による次の農地の通知については、同法に規定する合意解約であることを認めこれを受理した。令和3年5月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号報告・収受25 朗読)

以上となります。

こちらについて、簡単に説明をさせていただきます。次の第1号議案に関わってくる内容になりまして、認定農業者になられている〇〇〇〇さんが今、利用集積で借りているこちらの農地の賃貸借を解約して新たに購入し、農地を取得するということで、今まで貸し借りの契約があったものを一旦解除した上で、第1号議案としてあがる農地法3条での取得という形になりますので、その解約に係る報告となります。以上となります。

(議長)では続きまして、議事に入ります。第1号議案、収受12について、事務局、説明願います。
(事務局次長)はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和3年5月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受12 朗読)

以上となります。

(議長)続きまして、収受12について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員)はい。先日20日に平野委員と事務局2名、合わせて4名で現地確認をしてみました。地図は7ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

この畑の中の半分ぐらいがビニールハウスになっていまして、ハウス内ではネギの苗作りと作業機等が入っていました。ビニールハウス外の方は耕耘されて、これから何らかの作付けがされるのではないかなど。すでに、先ほどの報告であったとおおり、今までずっと借りていた所を買い上げるという形なので、継続して農業をされているというのが十分確認することができました。以上です。

(議長)ただいま、事務局と長濱委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、収受12について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員)異議なし。

(議長)異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長)はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和3年5月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上となります。

(議長)続きまして、番号1について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員)はい。こちら先日も先日20日に、同一メンバーで見えてまいりました。地図は8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらは半分がビニールハウス、もう半分ぐらいが畑という状況になっておりまして、ハウスの中は今はまだ栽培されていなかったようですが、露地の方ではマルチが敷かれてて、コマツナがいくらか見えているというような状況でありました。旺盛に栽培されているというような感じではなかったのですが、農業経営の方は継続されているというのは確認できました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と長濱委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・番号2 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の山崎委員、説明願います。

(山崎委員) はい。それでは、番号2について報告をいたします。地図は9ページをご覧ください。

5月20日に宮崎推進委員と市役所の担当者2名と私の4人で現地調査を行いました。

(現地案内図 説明)

まず〇〇〇-〇ですが、こちらはきれいに耕耘はされておりましたが、現在作付けの方は行われておりませんでした。本人からの聴取によりますと、夏に向けてネギを作付けする予定とのことでした。次に△△△-△ですが、こちらは現在タマネギ、ジャガイモ、トマト、ネギ苗等々、かなりの種類の作物が作付けされておりました。次に左端に□□□-□がありますけれども、こちらは申請人の自宅に隣接する畑で、キウイフルーツやネギ等が作付けされておりました。以上のように、申請人の〇〇さんは引き続き農業を行っていると考えます。以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

(議長) はい。ただいま、事務局と山崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和3年5月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。それでは説明させていただきます。20日に長濱委員、そして事務局の2人と計4人で現地調査に行ってまいりました。場所は地図の10ページ、11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

まず10ページの方ですが、こちらはタマネギ、トマト、キュウリ、また、以前はクワ畑だったようでクワが何本かありまして、あとジャガイモ等々作っておりました。作付けの仕方から見ると数人でやられているということが見受けられましたが、それはご親族と一緒にやっているということで、そのような作付けになっていたと思いますが、きれいに生産はされておりました。11ページの方ですが、○○○と△△△-△はネギやジャガイモ、ナス等が作付けされておりました。□□□はサトイモやサツマ、▽▽▽はカボチャ等々がきれいに作付けされておりました。農業生産はされているということは間違いのないような感じを受けました。また、事前に面談をされたということなので、こちらは事務局から説明があるということですので、よろしく申し上げます。以上です。

(議長) では事務局、補足説明をお願いします。

(事務局) はい。今回主たる従事者証明を出された〇〇さんについてですが、故障の内容等を補足説明させていただきます。畑の現状については先ほど平野委員から説明していただいたとおりで、故障の面談についてなのですが、4月27日に都市計画課、事務局、あと唐澤委員と共に面談を行いました。

(故障内容 説明)

今現在は日常生活は可能なのですが、農作業は不可能であると医師からも診断書をいただいているところでございます。畑の耕作についてですが、ご本人は草刈り程度しかできないということで、ご親族による作付けを行ってきております。ご家族は息子さんが●●にいらっしゃるのですが、仕事の関係上、農業はできないということを伺っております。そのような結果をふまえて、農業従事は困難であり、今後生産緑地を維持していくのは難しいということで、唐澤委員には農業従事は不可能と判断していただいた次第でございます。以上となります。

(事務局次長) それでは引き続きまして、診断書を読み上げます。

(診断書 朗読)

このような診断書をいただいております。以上となります。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) あの、確認なんですけど、今、平野さんからこちらの畑はきれいに作れているという報告を受けたのですが、本人が故障というのはよく分かりました。ですけれども、他の人が作ってくれるというような状況が今の話だと見受けられるんですけど、兄弟なり、親戚なり、そういう人達の意向というのはどういう状態なのか、確認は取れていますか？

(事務局次長) はい。一応面談の際にご本人が故障ということで、ご家族等々でどなたかやっていた方も含めていないのかとお伺いしたところ、現状はご家族、ご親族が何とか協力をしていただいて、やってもらってはいたのですが、やはり農作業にかかる時間がお仕事の関係もあるのでなかなかできないということで、都市計画課の方とも話をした上で、ご親族からは解除の意向であるということで話は聞いております。以上です。

(議長) 生産緑地はこれで全てということですか？

(事務局次長) そうです。全て解除するということです。

(議長) かなり前の案件ですけど、都市計画で厳しい担当者の場合は、全部という訳にはなかなかいかない時代もあったと思うんですけど、今回は都市計画もしょうがないということになったということですね。他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1について、〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和3年5月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上です。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。こちらも20日に4人で現地調査に行っていました。地図は12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現況としましては、春先に1回耕耘されたというようなことが見受けられて、少しちらほら雑草が、葉草等が目立ってきているような状況ではありましたが、一度耕耘すればすぐに作付けできるような状態でありました。以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号2 朗読)

以上です。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。地図は12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらは膝ぐらいの草が生えていたのですが、昨日こちらを通ったところ、ハンマーモアか何かをかけて、草はきれいに整理されておりました。あと、耕耘すればすぐに作付けできるような状態になっていました。〇〇〇〇さんは新規就農者ということで、これから頑張っていくということなので、問題はないと思いますが、ご審議の程申し上げます。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(堀江職務代理) 質問と言うか、ちょっと先ほど〇〇くんに会いまして、あの通りは少し人通りが少ないと言うか、ゴミを結構捨てられる場所で、以前自分も家具とか捨てられてたのを道路に出しておいてくれと言われて、出しておいたことがあるのですが、ちょうど〇〇くんが草を刈ってきれいにした所に大きいペットボトル10本とか捨てられてて、それを中に置いておくと片付けてもらえないから道路に出してあったのですが、あまりそれを長く置いておくとまたいたずらされたりして、早めに片付けてもらえるように連絡してくれとは言ったのですが、車の通りが少ないとゴミを捨てられることが結構ありまして、その辺のところは相談されたので、そのように伝えたのですが、あとは看板を立てるとか、パトロールするとかしかやりようがないと思うのですが、一応そういう状況なので話はしておきました。

(事務局次長) 分かりました。ちょっと、ゴミの担当の方と調整はさせていただきます。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号3 朗読)

以上です。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。去る5月20日に事務局と坂本委員の4名で現地を確認いたしました。場所につきましては、13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

畑は一面が草で、草丈については膝ぐらいでありました。入口は北側と南側から入れますが、大変狭く軽トラックがやっと通れる程度で、地形も変形していて耕作しにくいのかなというように、ちょっと思いました。ただ2回程度耕耘すれば作付け可能と思われます。また土壌については大変良いと聞いております。ただ、畑を使用する〇〇〇〇さんは秋川ファーマーズセンター周辺を拠点にしていると聞いておりますが、●●●のこの畑まではちょっと距離があるので大変かなと思いますが、若くて大変頑張っているので問題はないかと思っております。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と本郷委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(橋本委員) 今、本郷さんが言ったように、距離という問題は結構あると思うんですね。よっぽど注意してやらないと、畑までの距離があるとそれで1日がかりになっちゃったりするんでね。〇〇くんはそれを注意しないと、大変になるんじゃないかなと感じました。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号3の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号4 朗読)

以上です。

(議長) 続きまして、番号4について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。やはり20日に長濱委員と事務局の4名で現地調査に行っていました。地図につきましては、14ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地はすでに〇〇さんがトウモロコシを作付けしてありました。〇〇さんは新規就農者で頑張っておられますし、何ら問題はないと思いますが、ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号4の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号5について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号5 朗読)

以上です。

(議長) 続きまして、番号5について、担当の橋本委員、説明願います。

(橋本委員) はい。それではご報告させていただきます。去る5月20日、大福委員と事務局2名、合計4名で現地へ行ってまいりました。地図は15ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇-〇と△△△。結構大きな畑で〇〇〇-〇は地図だと細く見えますが、そここの幅がございます。ブロッコリー、キャベツ、トウモロコシ、ダイコン等。ちょうど当日、〇〇さんがいましたので話を聞くことができました。研修生も来ていますし、きれいになっていますし、ファーマーズの●●●でもあります。良く耕作してあると思います。何ら問題はないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

(議長) はい。ただいま、事務局と橋本委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(堀江職務代理) すみません。ちょっと、賃借料についてなんですけど、これはあくまでも同人同士で決めてください、ということでもいいんですよね？

(事務局次長) そうです。

(堀江職務代理) もし、人から相談されて、1反5,000円くらいとか、そういう・・・

(事務局次長) そうですね。一応情報として、東京都の賃借料の平均が1反9,900円ということなのですが、あきる野の方は大体1反5,000円というのが基準ですということで、聞かれた場合はお示しはさせていただきます・・・

(堀江職務代理) それであとは当人同士で決めると？

(事務局次長) そうです。

(堀江職務代理) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号5の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号6について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号6 朗読)

以上です。

(議長) 続きまして、番号6について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。場所につきましては、16ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

畑は4メートル以上の道路に接道し、字形も正方形に近く、耕作もしやすいと思います。すでに〇〇の方できれいに耕耘され、古い栗の木の根も4本抜根されておりました。〇〇〇〇さんにつきましては、認定農業者でもあり、すでに他の場所でもやっておりますので、問題はないのかなと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

(議長) はい。ただいま、事務局と本郷委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号6の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、令和3年あきる野市農業委員会5月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、6月28日、月曜日、午後1時30分より、秋川ファーマーズセンター研修室で行う予定です。場所をお間違いにならないように、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時14分